

# ガスに関する主要な供給条件の説明書

お客さまが習志野市企業局（以下「企業局」といいます。）にガス使用の申し込みをしていただくにあたり、企業局がガス事業法に基づき説明し、お客さまに理解いただきたい主要な供給条件は以下のとおりです。

なお、ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）の詳細は、習志野市ガス供給条例、習志野市ガス供給規程、習志野市ガス供給条例及び習志野市ガス供給規程実施要綱（以下「供給条例等」といいます。）に定めています。

供給条例等は、企業局の窓口のほか、企業局ホームページ（<https://www.city.narashino.lg.jp/kurashi/gassuido/kigyو/index.html>）でもご確認いただけます。

## 1. ガス使用の申し込み及びガス使用契約の成立

- 企業局によるガス使用契約を希望される方は、あらかじめ供給条例等を承諾のうえ企業局にガス使用の申し込みをしていただきます。
- 申し込みの受付場所は、企業局の指定ガスサービス店といたします。
- ガス使用契約は、お客さまからの申し込みを受け、企業局が承諾したときに成立します。

## 2. 使用開始予定日

- 使用開始予定日は、お客さまが希望した日を基準として原則として以下のとおりとなります。

(使用開始予定日が具体的に決定している場合は記入)	(西暦)	年	月	日
---------------------------	------	---	---	---

## 3. お客さまからの申し出によるガス使用契約の変更及び解約

- 契約の変更及び引越し（転出）等に伴う解約については、企業局へご連絡ください。
- 他のガス小売事業者への切り替えに伴う解約については、企業局へご連絡いただく必要はありません。切り替え先のガス小売事業者へ申し込みください。

## 4. 企業局からの契約の変更及び解約

- 企業局は、供給条例等を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の供給条例等によるものとします。その場合には、あらかじめ、企業局の窓口、広報あじさい及びホームページにおいて掲示いたします。（但し、料金等の変更を行う場合は、習志野市議会の議決が必要となります。）なお、お客さまは、変更を承諾いただけない場合は契約を解約することができます。
- ガスの供給を停止されたお客さまが、企業局の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することがあります。

説明後、お客さま確認欄	説明後、説明者記入欄				
	契約年月日	(西暦)	年	月	日
	供給地点特定番号 (お客様番号)	083000000			

## ガス小売事業者

(小売事業者登録番号) D0037  
(名称) 習志野市企業局  
(住所) 〒275-8666  
習志野市藤崎1-1-13  
(連絡先) 電話番号: 047-475-3320  
メールアドレス: ryoukin-k@city.narashino.lg.jp  
(受付時間) 午前8時30分から午後5時00分まで (土曜・日曜・祝日定休)

## 5. ガスの使用量の計量やガス料金の計算方法など

- ・あらかじめ定めた日に毎月1度検針を行います。
- ・ガス料金は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの指針により算定した使用量に基づくものとし、基本料金と従量料金（原料費調整額を含みます。）の合計といたします。
- ・ガス料金は、支払義務発生日（納付書発行日）の翌日から起算して50日目（支払期限）までに、お支払いいただきます。支払期限を超過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
- ・契約いただくガス料金メニュー等は、以下のとおりです。

<お客さまに適用する一般契約のガス料金表>

（金額は全て税込）

1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/件・月)	基準単位料金(円/m <sup>3</sup> )
0 m <sup>3</sup> から18 m <sup>3</sup> まで	572.00	130.82
18 m <sup>3</sup> をこえ279 m <sup>3</sup> まで	649.00	126.54
279 m <sup>3</sup> をこえる場合	1,130.80	124.81

- ・実際に適用する単価（円/m<sup>3</sup>）は基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。（調整後の単位料金は、毎月、習志野市ホームページに掲載いたします。）
- ・ガス料金は支払義務発生日（納付書発行日）の翌日から20日以内にお支払いいただいた場合の料金（早収料金）です。20日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金（3%割増）となります。
- ・お客さまの使用量などについては、原則として「ご使用量のお知らせ」にて通知いたします。

## 6. ガス料金のお支払い方法

- ・ガス料金は、口座振替又は払込み等の方法により、毎月お支払いいただきます。

## 7. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性

- ・次に規定する熱量、圧力及び燃焼性のガスを供給いたします。

熱量（メガジュール）		圧力（キロパスカル）		燃焼性（ガスグループ）
標準： 45	最低： 44	最高： 2.5	最低： 1.0	13A

- ・消費機器は、13Aと記載されている機器が適合いたします。

## 8. ガス工事

- ・ガス工事が必要な場合は、別途定める契約条件に基づき申し込みをしていただきます。
- ・ガス工事に伴う費用は、上記に基づき、お客さまに負担いただきます。

## 9. お客さまの責任及び協力をお願い

- ・ガス使用にあたり、保安等の観点から承諾いただきたい主な事項は以下のとおりです。

- ① 必要な業務のために、お客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所へ立入ること。
- ② ガスの供給及び保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止又は制限すること。
- ③ ガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと。
- ④ お客さまがガス漏れを感知したときには、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、企業局に連絡していただくこと。
- ⑤ 内管及びガス栓等、お客さまの資産となる供給施設について、お客さまの責任において管理していただくこと。
- ⑥ ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、企業局がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただくこと。